

◆介護予防通所リハビリテーション料金表◆

2024/8/1現在

●サービス提供時間

【1割負担】

介護予防通所リハビリテーション			日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額
要介護度	通所リハ	サービス提供体制加算(I)				
要支援1	¥2,393	¥93	¥100	¥200	¥800	¥3,586
要支援2	¥4,461	¥186				¥5,747

※利用料(1割負担分)は所定単位数から円に換算(1単位=10.55円)する為、上記の自己負担額と誤差が生じる事があります。

●内訳

日用品費	ティッシュ・お手拭/石鹸・シャンプー・リンス・タオル類など
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料など
食費	昼食・・・700円 おやつ・・・100円

●その他加算項目

加算項目	内容	自己負担額
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症(40歳～64歳)の方が通所リハビリテーションを利用された場合。	254 円/月
栄養アセスメント加算	栄養状態に係る評価等を行なった場合。	53 円/月
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的とした、栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。	211 円/月
口腔機能向上加算 I	口腔機能の向上を目的とした、口腔清掃の指導や摂食嚥下機能に関する訓練等を行った場合。	159 円/月
口腔機能向上加算 II	口腔機能の向上を目的とした、口腔清掃の指導や摂食嚥下機能に関する訓練等を行った場合。(厚労省へ情報提出)	169 円/月
一体的サービス提供加算	栄養改善、口腔機能向上のサービス2種類を1月で2回以上実施している場合。	507 円/月
科学的介護推進体制加算	厚生労働省への情報提出(匿名化情報)。	43 円/月
利用料減算(要支援1)	12カ月を超えて予防通所リハビリテーションを実施した場合。	-127 円/月
利用料減算(要支援2)	12カ月を超えて予防通所リハビリテーションを実施した場合。	-254 円/月
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善に関するもの。	所定単位数の8.6%

●その他サービス

種類	内容	自己負担金
オムツ	パット・・・26円 リハビリパンツ・・・95円	左記金額
証明書	領収証明書(領収書の再発行)・・・1か月単位の請求	1,100円
理容・美容 (AMのみ)	カット・・・2,200円 顔そり・・・660円 パーマ・・・5,500円 髪染め・・・5,500円	左記金額